

第 1 3 回定例委員会会議録

委 員 長) 日程第 1 開会宣言

委 員 長) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (福岡委員)

委 員 長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

日程第 4、選挙第 1 号「芦屋市教育委員会委員長の選挙及び
委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。補足
説明を求めます。

管 理 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

委 員 長) 説明が終わりました。では、委員長の互選につきましては、
今、ご提案がありましたように、指名推選としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

委 員 長) ありがとうございます。異議がないということで指名推
選と決定いたします。

ご推薦はございますか。

教 育 長) 現在、委員長職務代理をお願いしております木村委員に委
員長にご就任いただけたらと私は推薦申し上げます。

以上でございます。

委 員 長) ありがとうございます。ただいま木村委員の推薦がござ
いりましたが、木村委員を委員長とすることでご異議ございませ
んか。

<異議なしの声>

委 員 長) ご異議ないということで、木村委員を委員長と決定いたし

ました。よろしく申し上げます。

委員長) 次に、委員長職務代理者の指定につきまして、同様に指名
推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

委員長) ご異議なしと認めまして、指名推選と決定いたします。
では、ご推薦はございますか。

松本委員) 浅井委員を職務代理者に推薦いたします。

委員長) ただいま浅井委員を推薦するということでしたが、浅井委
員を委員長職務代理者とすることでご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

委員長) ご異議なしと認めます。よって、浅井委員を委員長職務代
理者と決定いたしました。どうもありがとうございました。

管理部長) ただいまの冒頭の説明の中で任期を1年とご説明させてい
ただきましたが、教育委員会制度が来年4月1日から変わります
ので、4月1日からは教育委員長という職がなくなり、結果
的に3月31日までの任期ということになると思いますので、
よろしく願いいたします。

委員長) それでは、日程第5の審議に入ります。

第15号議案「芦屋市立学校管理運営規則の一部を改正する
規則の制定について」を議題といたします。提案説明を求めま
す。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 2学期の始業式はいつになるのでしょうか。

学校教育課長) 今のところ3日程度授業日を置くということになりますと、

土日の関係がございますので土日を挟まない場合の3日間は8月の29、30、31日の3日間が授業日になります。そうすると8月29日が始業式の設定になりますし、間に土日が入りますと2日間早くなりますので8月27日が始業式の扱いになるということです。

浅井委員) 他市では9月1日と資料にありましたが、芦屋の場合はあくまでも授業を行う最初の日が始業式という形になるのですか。

学校教育課長) そうなるように、今回、規則を改正したいということでございます。

学校教育部長) 2ページのところで追加がございます。

改正する規則の中で第4条、第2項目ですが、「教育上特に必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日」を削り、同条第3項中の次に、「校長」の次に「及び園長」を加え」を挿入することになります。

5ページを見ていただくとわかりやすいかと思うのですが、第4条第3項のところに、現行では「校長は、教育上必要があり」ということになってございますが、改正案をごらんいただきましたら「校長及び園長は」ということで、「及び園長」が加わってございます。このことを先ほどの規則の中に書き入れておらず、漏れておりましたので、それを訂正させていただきます。

管理部長) 2項で「以下「校長」」という形で言いかえていた部分を削除してしまったためです。

現行の文は3項で「校長は」になっていますが、これは括弧書きで「校長及び園長」の言いかえになっていますので現行はその

ままでいいのですが、改正案では削っていますから「及び園長」が要るということです。

委員長) 確認ですが、とにかく土日が入ろうと何しようとして3日間は確保するという意味でいいのですね。

学校教育課長) 一応その趣旨で提案をさせていただくということでございます。

教育長) 土日に行事をした場合は、月曜日に振り替え休日がありますね。職員を振り替え休日にし、子どもたちも登校しない日は休みにしますよね。その月曜日は休業日とは言わないのですか。

学校教育課長) 代休ですね。

教育長) 生徒にとっての休業日ではないのですか。

学校教育部長) 授業を行わない日という意味での休業日ですね。

教育長) 今の改正案ではその休業日に変更になりますね。

管理部長) それについては第3項で休業日に授業を行い、または授業日を休業日とすることができるという形にしております。

夏季休業中に授業を行うということですが、夏季休業中であっても教職員そのものは勤務時間として平日は設定されていますので、夏季休業日に授業を行っても振り替える必要はないということになりますので、教職員について改めて振り替えの日を設ける必要はないと考えます。

松本委員) 神戸市は8月27日に授業を開始して9月1日に始業式としているのは、8月も1学期と数えているからでしょうか。始業式を後にする意味があるのでしょうか。

学校教育課長) 正確にその部分の確認はとっていないのですが、神戸市は管理運営規則を変えず、8月中にまず試験的に3日間授業を

置こうということでスタートをしたということですので、規則改正のない中での取扱いということで聞いております。

松本委員) 来年から変更し、最初の日を始業式にすることもあるかもしれないということですか。

学校教育課長) そうですね。神戸市が今回3日間されて、次にどういう総括をされるのかはわかりませんが、芦屋も変えずにやるとどういふ扱いになるかと論議になりますので、これを機会に変えておくほうがいいのではないかと考えています。

管理部長) 管理運営規則上、始業日と就業日は4月の初めの日と3月の終わりの日、この日しか規則上は決めておりません。中間は始業日と終業日と言っていますが、規則上定めた日とはまた別です。

委員長) 2学期制のところもありますからね。

学校教育部長) 逆に言うと、決まっているのはもう4月と3月だけですから、あとはどこを始業日としても構いません。ただ通常、芦屋市は3学期制をとっていますから、それと全部合わせるためにはこの改正をしたほうがわかりやすいだろうということですか。

委員長) 期を変えずに8月31日までとした場合は、その後最後の3日間は補講のような形になるのですかね。

社会教育部長) 登校日のような感じですね。

委員長) ここの3日間というのがとりわけ中学校で問題になっている背景を少しお聞かせください。

学校教育課長) この問題を取り上げたきっかけは、今年から神戸市が8月の3日間に、午前中のみ授業を実施しており、神戸と芦屋は高等学校の学区を一緒にするところがございますので、同じ中学

生が授業を受ける日数が変わってくるということはいろいろ論議になるところではないかなというところが1つございます。

来年のカレンダーだけを見ますと、9月に5連休の大きな休みも入ります。中学校では9月に体育大会をやっております。体育大会が今のところ9月から動かせないだろうと、1学期にやろうと思うとトライやる・ウィークの問題であるとか、修学旅行がどうしても1学期に入ってくるのでなかなか難しく、9月にしか実施できないだろうという中で、9月に5日間の休日が入って、9月の1日からスタートして体育大会のいろいろな練習を組んでいくことや、その後の行事を組んでいくことが非常にタイトな日程になると思います。午前中だけでも3日間、スロースタートをする中で9月1日から6時間の授業を組んでいくことで、その後の日程も非常に楽になってくるのではないかとということも理由として挙げております。

委員長) これは正規に入るからトータルの授業時間数にカウントされる時間になりますよね。

浅井委員) 今回は中学校ですね。小学校にも反映されるということもあるのですか。

学校教育課長) 今は考えていないのですが、小学校もやろうと思えば可能ということにはなっております。

委員長) 高校の学区の問題があつてというのが、どうも説明の中では重要なポイントのような気がします。

教育長) 芦屋は全部空調が入っていますので。空調が入っていなければ暑い中で非能率的だと思いますが、教育環境が整備されているというのが後押しになった要因だと思います。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) それでは、日程第6の審議に入ります。報告第4号「平成
26年度全国学力・学習状況調査の結果について」を議題とし
ます。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

去年も同じように読書のところで話題にしたと思うのですが、
芦屋は頑張って読書に取り組んでいるのですが、なかなか反映
されていませんね。もちろんこれは一朝一夕でできることでは
ありませんが、将来に向けてこれも取り組んでいく必要がある
なと感じました。

7ページの6番は、結構重要なことを言っているような気が
します。生活習慣のところで、かなり低いですね。特に中学校、
小学校はまずまずですが、それでも低いですね。

木村委員) 生活習慣の問題で、全体的に中学校が少し低いというところ
で、いじめはどんな理由があってもいけないと思うというのが、
全国は72.1%のところは芦屋が65%というところを
どう改善していくのかという大きな問題があると思います。

読書について、好きであるという答えは小学校では80%と

非常に高いのですが、中学校は61.4%で、かなり下がって
しまいます。私立の中学校に行ってしまう子どもが多いのはわ
かりますが、それにしても小学校のときから読書習慣をある程
度つけて指導もしていれば、ここまで落ち込むのかなというの
は気になるところですね。やはりきちんと対策をしていかない
といけませんね。

学校教育課長) 今、図書館が電算化されたということもありまして、子
どもたちがどのくらいの本を借りているのかということが経年の
データでとれているのですが、小学校では年間60冊ぐらい
1人の子どもが借りられればいいかなというのを1つの目標と
して持っており、今57冊ぐらいのラインのところにあります。
中学校がどういう状態かといいますと、ちょうど教育振興基本
計画を立てるときに、この21年度は中学生は年間5冊ぐらい
でした。最低平均1カ月に最低1冊、年間12冊以上は借りよ
うという1つの目標は立てているのですが、実はこの2年間ほ
どはもうそれはクリアしています。子ども読書の街づくりを
3年間取り組みましたが、中学生に関して言えば図書館での本
の利用はふえているという実態もありますので、子どもたちと
本の距離が、以前よりも大分縮まっているのではないかなとと
らえています。

委員長) 全国との比較もさることながら、市内でどう向上してい
くかというあたりが、教育の成果のようなものですからね。これ
はいつも大体同じ質問項目ですね。

学校教育課長) はい。大体経年がとれるようになっております。

委員長) 年々上がっていくことを目標に取り組んでいくということ

が必要でしょうね。

木村委員) 平成21年と比べると余り中学校は上がっていませんね。2ポイントも上がっていないわけで、今は中学校は読書活動や図書館を活用するということは余りやっていないですかね。

委員長) 先ほどから話題になっている私立中学校へ抜けていった人たちが、本当にこういうことも高かったのでしょうか。中学校へ入っていろいろな勉強環境が変わって下がるのか、これがわからないですよ。これは明らかにしないといけないところがありますし、対応が変わってくると思います。

学校教育部長) 昨年度も同じ、このときにご指摘を受けて、例えば予算のところも今年度については増額したり、取組の内容をもう一度振り返ってやってみるのだということはしていますが、ただいまご指摘があったように、ここの部分、なぜこの項目だけかという、読書についてはこちらも推進しているにもかかわらず、伸びの範囲がこれだけというのはいかかなものかという点の分析の仕方ですね。その視点として、各地域別、学校別といったところまでまだ見ていませんでしたので、今年度についてはそこを1つ見ます。

また、私立へ3割抜けていることが事実なのかといったことも含めて、今、市で取り組んでいる総合計画の後期計画に入れるようにしますが、教育委員会だと言ったりしていますが、市全体でそれぞれがやっている事柄など、たくさんやっているのです。有機的なつながり、ネットワークもつくっているのですが、昨年も何らかの手だてを打ちますと言って、でその手だては増額であり、内容で、例えばイベントをやったりするという

ことだったのですが、今回結果的に見たときに、そこまで行っておりません。ここで始めた子たちがもう中3になってずっとやってきているのですね。本来、習慣としてついていればずっと上がっていきます。ただこれが都市部の、受験率が高い地域の情報も得まして、比較は必要かと思うのですが、分析の仕方と、手だてについては、来年度同じことを言わなくていいようにしたいと思います。

委員長) 　どこまで細かくデータが見られるかわかりませんが、できるだけ丁寧に見ながら対応について1つでも2つでも何か考えていけるようにして、毎年少しずつ上がっていくというのを我々が毎年確認できるように、そういうのであるといいと思います。

学校教育部長) 　平成21年から6年経過していますが、少しずつの積み重ねがこうなりましたと言うには余りにも幅が少ないですね。ということで、その辺、考えてまいります。

浅井委員) 　チューターの配置は効果が上がっていると考えていいのでしょうか。

学校教育課長) 　大きな番号で言いますと5番の教科の学習に対する子どもの意識の変化というところがございます。そこで「授業はよくわかる」という項目があると思います。そこで言いますと算数・数学で言うと、平成26年度の全国の小学生がよくわかると答えたのは79.6%、芦屋の子どもたちは83.5%、特筆すべきは中学校で、26年の全国が71.5%のところ本市の場合80.0%という、今までの中では一番高い値になっています。ですから、授業がよくわかると子どもたちが実感し

ていることは非常に大きな成果ではないかなと思います。

浅井委員) 5ページの無回答率の高い問題がありまして、両方とも国語Bの「詩の解釈として異なる着眼点を比べ」、下のほうも「二つの詩を読み比べ」というところで、詩について苦手意識が結構あるのかなと思いました。前もお話ししましたが、今度も富田碎花賞授賞式がありますので、そういうことと関連づけて、子どもたちにも詩を募集してみるとか、そういう方向で連携してやっていくこともいいのではないかなと思います。低学年でも結構おもしろい詩を書くと思うので、丁寧に評価してあげるとだんだん興味を持ってきて、少し難解なものになっても抵抗感なく取り組んだりすることができるのではないかなと思っています。

学校教育課長) さまざまな機会を通じて、学校の授業に限らず、いろいろなところで子どもたちが自分の考えを書いたり表現するということは必要だと思います。やはりいろいろなものの積み重ねだと感じております。

委員長) この結果は、それぞれの学校に対してはどのような形で報告するのですか。

学校教育課長) 次回の校長会の中で、市全体のまとめとしてこうなりましたということをお知らせしたいと考えています。各学校のほうでもこれをもとに各学校の分析をしっかりと行ってほしいということで、その参考にしてもらうこととなります。

委員長) 学校で分析されたものは教育委員会のほうには出てきますか。

学校教育課長) 毎年出ておりますので、またお配りしたいと思います。

木村委員) 生活習慣の問題に戻るのですが、すごく気になるのは、いじめがどんな理由があってもいけないと思うのが、中学校で低く、全国と比較しても非常に低いですし、平成21年と比較しても0.8%しか上がってないというところです。今、いじめ防止対策をどうするのかということでもいろいろ取組をしており、いじめが起こったときにどう対応するのかということは割としっかりともまれてきたかなと思います。予防のところは弱いと思います。日常的にいじめがいけないということはどう教えていくのかが見えてきませんでした。非常に効果的なのは授業の中でロールプレイングをやり、いじめる子といじめられる子に成りかわったりして生徒さんにやってもらい、そのときどう思ったかということなどを指導していくといったやり方もあります。いじめをしてはいけないというところの授業ツールやノウハウを文部科学省も研究はしているようですが、そういったコンテンツ自体をかなり真剣に考えてやっていかなければなりません。そういう授業を年に1回でも実施すればこの数字は大分違ってくると思います。次年度以降はそこを意識して、年に1回でもやっていただければと思っております。

いじめ防止のそういう授業は、大阪弁護士会でも単発の授業で弁護士が学校に行って授業をやるというような取組をやっていきますし、これは法務省の中でもやっていると思います。みんないろいろと中身を考えているのです。芦屋でしたら兵庫県弁護士会でも言ったら来てくれると思います。弁護士会だけでなく、法務局でも何でもそういう外部から来てもらうのも1つだと思ったり、学校の中で先生が教えるというのも1つだと

思います。

学校教育部長) こちらも必要性を感じておりまして、学級づくりや居場所づくり、日ごろの人権教育や道徳教育が大事だということは当然なのですが、その重要性を考えるために、今おっしゃっていただいたようなその投げ込みのことを提起することで、現場の方では、その投げ込みだけでは無理でしょうが、そのことでふだんの何が大事かということをもう一度考え直すいいきっかけになっているということも先進の取組で見たりしますので、何かの形でぜひやっていきたいと思います。

教 育 長) 総合的に行っていくことは当然なのですが、目に見える形でのアピールといいますか、外部講師の授業を年に何回かしていくとかですね。今の子どもたちの意識が低過ぎるという問題意識はここで明白に出ましたので、その部分も実行していきましょう。

浅井委員) 生活習慣の調査の部分の8番と9番なのですが、8番は友達に伝えたいことをうまく伝えることができる、9番は友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができるとあります。これはどちらも友達関係でのいじめが起こらないために大事な事柄かなと考えます。まず8番は中学生が全国平均よりも少し高くなっていて、割にうまく伝えることができているようです。しかし聞くことができるとなると、中学生は少し全国よりも低くなっており、よく聞くということも大事なことになるのではないかと思います。簡単なことといえば、1番目にあります、朝食を毎日食べているというのが、小学生は意外に少し低くなっており、中学生は伸びているのですが、こういうこ

とは家庭ですぐに改善できるようなことであり、それぞれのご家庭の状況もあるとは思いますが、投げかけていったらいいのではないかなと思っています。

委員長) おそらく 1、2、3 番が連動していると思います。

そういうきちんとした規則正しい生活ができているのかどうかというのは、そういう意味でいうと低いですよ。

松本委員) しかし、9 番の聞くことができるというのは全国的に大変高いですね。

本当は聞くほうが難しいと思うのですが、人の話をきちんと聞くというのはすごく難しいということが余りわかっておらず、自分では聞いているつもりということなのではないでしょうか。さきほどのいじめはどんな理由があってもいけないと思うということについて、本人たちに聞かないとわかりませんが、相手に少しでも理由があればいいのではないかなと思っている子たちがいるということですよ。

学校教育課長) 実際にいじめの指導で難しいことは、完全にこちら側が加害者でこちら側が被害者という、一方的な関係というのは非常に指導が明確なのですが、話を聞いていると、例えばグループ同士のいろんなトラブルということになりますと、お互いに言い分があり、自分の方こそ被害者だと思ったりするところもあります。どちらかを一方的に加害者として特定した形で指導するとかえって難しく、複雑な事例もございます。こうしたケースが子どもたちの間で多くありますので、そういうことをイメージしながら、子どもたちは答えているのではと思います。指導する側も、そういう土壌があるということを知って指導に当

たらないといけないと思っています。いじめが絶対にいけないというパーセントがすごく高ければ、小さいことはトラブルにならないのですが、それが低いと、例えば友達間の小さなトラブルでもお互いの言い分がすれ違っていじめに発展する可能性があるということを指導者側は受けとめておく必要があると思います。これが低いからといって必ずいじめが起こっているかというと、そうではないのですが、こうした基盤があるのととらえる必要はあると思います。

木村委員) 問題は、いじめの概念をどうとらえるかということです。けんかレベルのことまでいじめだと思っていたら、相手が悪いのに、こんなことも言ってはいけないのかというふうな気持ちで書いている可能性はありますよね。確かにここだけ見て一喜一憂という感じではないと思いますが、いじめは普通のけんかではないという正確な理解を生徒さんにしてもらわなければなりません。一方的に何かやるとか、非常に攻撃的な気持ちでやるとかいうものであって、非常に相手の気持ちを傷つけるものになるという定義をしていじめをとらえたときに、これは絶対にいけないというふうに9割ぐらいの生徒にはなあってほしいのです。いじめという概念自体が余り生徒さんに広まっていないのが1つと、一番大切なのは、相手の立場に立って考えることや、多角的に物を考えるというように、これを言われたら相手はどう考えるかと成りかわって考えられる能力がいじめ問題を考えるときに一番必要なのですね。そこを植えつけていけば、自分が何か言ったときに相手がどれほど傷ついたのでろうというふうに思いをはせることができるような人になればいじめと

いうのは減っていくはずなのです。コミュニケーションの問題なのですが、そこをうまく子どもたちにトレーニングさせていかなければいけません。その点でロールプレイングはいいですね。いじめる側に立ってやってみて、今度はいじめられる側に成りかわって演技のようなものをする、割と相手の立場に立って物を考えることができるようになってきます。そういう点を考慮していただいたらいいかなと思います。

学校教育部長) 義務教育年間においていじめたりいじめられたりしていない子どもの割合が1割しかいないということが、ことしに入ってから話題になりましたが、ソーシャルワーク学会では、逆にこの1割の子たちは大丈夫かと言うのです。人間社会の中で暮らしていくことは当然トラブルがあり、ご紹介いただいているロールプレイングにしてもそうなのですが、そういったトピック型を入れることで、逆にこういうことはあるねということになります。ところが、例えばけんかレベルのことといじめと言われて相手を傷つけることがどう違うかということを実際に意識的にやっているプログラムはやはり少ないのです。そういったところに少し視線を持って行って、何らかの形のトピック型の分をやっていく必要があり、やっていきここにも反映できればと思っております。

松本委員) 読書のことで思い出したのですが、去年は上月先生がパネリストで出られたひょうご子ども読書活動推進フォーラムで、ことしもビブリオバトルの決勝などがあり、話し合いのテーマが中高生の読書推進をいかに進めるかといったものだったと思うのです。それが12月13日にあり、去年も全戸配布などは

できないのですかとか言っていたのですが、本市は読書を推進しているので、今年は全戸配布をしたらどうかと思うのですが、難しいでしょうか。

学校教育課長) 本来はカラー刷りですので、こちらが白黒で印刷していいものかどうかというところもあります。

学校教育課長) 各校配布分くらいの必要数しか来ておりません。学校が掲示しているかどうかはわかりませんが、学校には1部ずつカラーの分が行っているはずです。

松本委員) ことしはちょうどテーマが中高生の読書推進をいかに進めるかという内容だったと思います。教育委員会における取組と書いてあるのは主に小学校の取組になるかなと見ておりました。やはり中学校となると朝の読書タイムをとるのも難しく、現状として中学校はあまり進んでいないのではないかと思います。市立図書館との連携は中学校についてもされているのですか。

学校教育課長) 市立図書館との連携としましては、図書館の担当者同士の連絡会があります。市立図書館のいろいろなノウハウを聞かせていただいたり、学校ではこのように取り組んでいますよというようなことを協議して、できるだけ図書館との距離を縮めていこうと考えています。

委員長) これらの数字を見ていると、気になるような数字もいろいろあり、総合的な学習の時間はきちんとできているのかなと思います。先生方にもいろいろ工夫をしていただく必要があるかなと感じました。

これは1年間話題にしながらやっておりますので、少しでもいい取組ができるように、進めていただけたらと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第7 閉会宣言